

障害を理由とする差別の解消の推進に関する香取市立学校教職員対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、香取市立学校教職員（非常勤教職員等を含む。以下「教職員」という。）が適切に、また、自ら進んで対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、教育活動・事務等（以下「教育活動等」という。）を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害のある幼児・児童生徒（障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下この対応要領において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と比べて不当な差別的取扱い（障害を理由として正当な理由なく財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害のない幼児・児童生徒に対しては付さない条件を付けることなど）をすることにより、障害のある幼児・児童生徒の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、千葉県教育委員会作成「障害を理由とする差別の解消に関する千葉県教育委員会職員対応要領に係る留意事項」を参考とする。

なお、「障害を理由とする差別の解消に関する千葉県教育委員会職員対応要領に係る留意事項」に「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

(合理的配慮の提供)

第3条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、教育活動等を行うに当たり、障害のある幼児・児童生徒から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある幼児・児童生徒の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある幼児・児童生徒の性別、年齢及び障害の状態に応じて、学校における社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(学校管理職の責務)

第4条 教職員のうち教職員を管理し、又は監督する地位にある者（以下「学校管理職」という）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害のある幼児・児童生徒に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害のある幼児・児童生徒に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

(1) 日常の教育活動等を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害のある幼児・児童生徒及びその保護者その他関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。障害のある幼児・児童生徒以外の障害者及びその家族その他関係者も同様とする。

(3) 学校における合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 学校管理職は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(処分等)

第5条 教職員が、障害のある幼児・児童生徒に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様（状態・様子・内容）等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、処分その他の措置に付されることがある。県費負担教職員においては、教育長

が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第39条及び第38条3項の規定に基づき、千葉県教育委員会へ内申することができる。

（相談体制の整備）

第6条 市立学校（幼稚園を含む）及び教育委員会は、教職員による障害を理由とする差別に関し、障害のある幼児・児童生徒及びその保護者その他関係者からの相談窓口を置く。教育委員会における相談窓口は学校教育課とする。

2 第1項の相談窓口が相談等を受ける場合は、相談者との意思疎通が行えるよう配慮に努め、相談者の思いを傾聴する。また、必要に応じ、適切な対応機関の案内をするとともに、事実確認をした上で相談等の対象事案があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるものとする。

3 相談を行おうとする者は、手紙、電話、ファックス、メール、直接の訪問など任意の方法を用いて、相談を行うことができることとする。

4 学校教育課が相談等を受けた場合は、市立学校（幼稚園を含む）に対して、第3項に規定する内容について、校内で周知を図るよう指導する。

5 相談受付窓口寄せられた相談内容、合理的配慮の内容及び合意形成までの過程などの相談記録は、学校教育課に集約し、香取市個人情報保護条例（平成18年条例第16号）に従って、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以降の相談において活用することとする。

6 前各項の相談体制は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

7 前各項の規定は障害のある幼児・児童生徒以外の障害者及びその家族その他関係者からの相談等についても準用する。

（研修・啓発）

第7条 教育委員会は、市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 教育委員会は、新たに教職員となった者に対し、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、また、新たに学校管理職となった教職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、研修を実施するよう努めることとする。

3 教育委員会は、教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、意識の向

上を図るものとする。障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義について、教職員が理解を深められるように努めることとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。